

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第54回）議事概要

日時 令和3年4月13日（火）17:30~18:30

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、関口専門委員、高橋専門委員、  
西村（真）専門委員、山下専門委員  
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、  
（総務省） 川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、  
田中料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（1）IP網への移行過程における音声接続料（加入電話）の在り方について  
○事務局から資料1に従って説明を行い、意見交換を行った。

【発言】

○西村（真）専門委員

NTT東日本・西日本の均一接続料の話が少し気になっています。33ページの参考資料の東西接続料の推移を見ると、令和元年度からの東西格差は1.2倍を切りそうな勢いがあるところ、その前の説明では、東西格差が20%を超えていることが均一接続料とすることのメインの理由のようになっているので、この辺り、数字が変わってくると考え方が変わってくるのかという点について伺いたいです。

○山下専門委員

質問ですが、令和6年12月までの2年9か月の接続料を考えるという案ですが、令和6年12月で切替えが完了しないということはないのでしょうか。もし完了しなかった場合は、2年9か月を2年10か月、11か月と適用期間を延ばすのでしょうか。それとも、新たに接続料の方針を考えるのでしょうか。それから、逆に短くなることもあり得るのではないかと思います。そのときは、2年9か月を待たずしてこの措置が終わり、IP網への切替え後に移行するということになるのでしょうか。

○事務局

まず、西村委員からNTT東日本・西日本の接続料格差について御質問をいただきました。御指摘のとおり、令和元年度から3年度を見ますと東西格差が1.20倍程度となっています。先ほど一つの目安ということで20%の格差ということを示しましたが、20%というものが厳密な閾値として決まっているわけではなく、格差が実際にどのような数字になるかを見ながら、影響について御議論いただければと考えております。

その意味でも、今後御議論いただく上で、今できる範囲で、例えばトラヒックを予測するなどして東西別に接続料を算定すると、どの程度の格差が生じる見込みなのかといったような点については、事務局で試算を進め、委員会の中でお示ししたいと考えております。

今現在は、先ほど御説明した第9次IPモデルについて策定を進めている最中で、試算値をお示しできず恐縮ですが、これからの御議論の中で数字もお示しをしながら、20%を超えるのか、そもそも大きいのか小さいのか、その影響をどのように考えるのか、御議論いた

だきたいということです。

続きまして、山下委員から、マイグレーションの完了時期が延びたら、もしくは早く完了した場合に接続料をどのように考えるかという御質問を頂戴しました。

仮にマイグレーションの完了時期が延びてしまった場合にどのように接続料を決めるかという点は今後御議論をいただければと考えておりますが、例えば一つの考え方として申し上げますと、事業者にとっては、接続料が予見可能であることが重要であると考えられます。また、特に加入電話の接続料算定には、これまでモデルを使用しており、今回もモデルを使用するという案を論点として提示させていただきました。モデルが必ずしも現実の網と一対一に対応していないといけない訳ではなく、現実の網を抽象化したものがモデルであるということをつえれば、現時点で令和6年12月に接続ルートの切替えが完了するという予定があるのであれば、その予定に基づき、それまでの間モデルによる算定を行い、それ以降は移行後の算定方式に移行するという形で、現実の網から切り離して整理することは一つの考え方かもしれません。ただ、必ずしもそのようにしなければならないというものではありませんので、今後、ぜひ御議論いただければと考えております。

また、山下委員から、仮に令和6年12月よりも前に移行が完了した場合についてもご質問を頂戴しました。事務局で理解しているところでは、今のところ令和6年12月までかけて接続ルートを切り替えていくスケジュールになっており、基本的には移行完了がそれより前になることは想定されていないと思っておりますが、仮にそのようなことになったとしても、先ほど申したようにモデルという形で切り離して整理するというのはい一つの考え方かもしれないと考えております。

#### ○相田主査

山下委員からの御質問とも関連し、様々検討しなければならないことが多い中で、令和4年4月から適用ということだと、結構検討期間が短いというのが素朴な印象ですが、8ページの移行スケジュールを見ると、本格的な移行期間、加入電話関係の接続ルートが切り替わるのは令和5年1月からとなっています。もちろんこれからの検討次第ということですが、令和4年12月までは現行の令和3年度までの接続料を延長し、新しい方式に切り替えるのは令和5年1月からという選択肢はあり得ると思っておりますのでよろしいのでしょうか。

#### ○事務局

短期間で御検討をお願いするということになりますので、その点は心苦しく思っております。今、例えばということで御説明のありました点については、当然そのような接続料算定方法も考え得るところとは思いますが、令和4年4月からの接続料算定方法が現時点ではまだ決まっておきませんので、答申をいただいた後に制度整備等を行うことも考えますと、仮に令和4年12月までは現行と同じ方法を使うという形の整理であっても、その整理については、審議会で方針をおまとめいただきたいと考えております。

令和4年4月から12月はまだ接続ルート切替えが始まる前ですので、相田主査から御説明がありましたように、切替え開始前であることから現行と同じPSTNモデルを使うという考え方もありますし、令和4年4月からの2年9ヶ月間をひと括りに移行期間と捉え、モデル上は移行期間として取り扱ってしまうという考え方もあると思っておりますので、どのような考え方が適当かという点をぜひ御議論いただければと考えております。

#### ○相田主査

接続政策委員会で検討した後、省令改正ということ踏まえると、どの程度の期間で結論を出す必要があるのかという点が主査として一番気になる点のところですが、それを確認させていただきます。

○事務局

スケジュールについては、昨年の秋頃に全体のスケジュールを一度お示しさせていただいておりますが、今回御議論を開始いただきまして、最終的には6月頃には取りまとめという形で進めていただきたいと考えております。そのため、本日の資料にも記載いたしましたが、次回、主要な事業者からヒアリングを行っていただき、5月頃にそれも踏まえた御議論をいただき、併せて、その頃には、御説明の中でも申し上げたとおり、IPモデル等を用いるとどの程度の接続料が予測されるのかといった試算値等も併せて御覧いただいて、御議論を深めていただきたいと考えております。

○相田主査

IP網移行後の接続料については、ある程度の方向性は既に検討したかと思いますが、そちらと並行して検討することになるのでしょうか。それとも、先ほど言った検討のペースからいうと、一旦移行過程の接続料を先に検討するということになるのでしょうか。着地点が見えない中で経過措置を検討するのも少し難しいなという気もしますが、その辺りの検討スケジュールはどのように考えたらよいのでしょうか。

○事務局

まず、移行後の接続料の算定の在り方につきましては、昨年秋から接続政策委員会の中で御議論いただき、その大枠は、本年3月に論点整理という形で一旦取りまとめをいただいたところでございます。

その概略は、NGN部分は実際費用方式を用い、加入者回線収容部分はLRICモデルを使うというものです。もちろん、最終的に移行後の接続料を算定するためには、ここからさらに詳細化を図っていく必要がございますので、詳細化につきましては、今後令和7年に向けて、今後さらに接続政策委員会、LRICモデル研究会研等で御議論を深めていただきたいと考えております。

一方、移行後の着地点という点に関しては、大枠は本年3月の論点整理で形をつくっていただきましたので、そこへの橋渡しになる移行期間については、先ほど申したとおり、令和4年4月から実際に算定を開始することが必要ということもあり、今般、詳細な形で御議論いただきたいということでございます。

○相田主査

現状の第9次IPモデルは、実網の構成にかなり近いものにはなっていますが、そのNGN部分も含めた形のモデルになっているということで、先ほどおっしゃった着地点の考え方とは少し異なっているということでもよろしいでしょうか。

○事務局

御指摘のとおりです。一方で、移行後は全てのトラフィックがIP網に流れていくこととなりますが、移行期間は徐々にPSTNからIP網にトラフィックが移り変わっていくという状況にあり、その状況でIP網の設備量をどのように算定すればよいかという点に関して、今回の論点提示では、第9次IPモデルを使い得るのではないかとということをお示しをさせていただいたところです。

○佐藤主査代理

新しい議論が始まるということですが、今まで全く議論していなかった訳ではなく、本日まとめていただいたように、IP網への移行が分かっている段階で何年か前から議論してき

たことなので、それをベースに現実的に当てはめていくことが着地点を見つけることになると思います。

様々に論点はありますが、まずはヒアリングをしっかりと聞いて、各社の話の中から論点を少し仕分けしていければと思います。総体的にある程度決めやすい話であれば決めればよく、例えばこの2つが非常に大事な論点、というような仕分けはできると思うので、それから本格的に詰めていく仕事になるかと思います。

それから、先ほど東西均一接続料の話が出たので、少し考えたのですが、そもそもコストベースで料金を設定するという意味では東西別なのですが、東西均一にしているというのが現状で、誰が得をして誰が損をして、マーケットにどのような影響があるのかという観点で見ると、全国で役務提供している接続事業者からすると平均化されてほとんど損得はないような状況になっているのではないのでしょうか。逆に西日本のみで役務提供している接続事業者は、地元の発着信が多いと仮定した場合、本来もう少し高い接続料を払うべきだったのが平均化されて安くなるかと思います。逆のケースもあり得ますが、そこで損得が生まれるかと思います。

次にNTT東日本・西日本を見ると、NTT西日本は本来のコストより低い接続料しか受け取っていないと思います。4ページの資料にある約900億円を半分にすると各社450億円で、平均との格差が7～8%に見えるので、NTT西日本は7～8%コストが回収できておらず、そうすると毎年40億円程度回収漏れが生じており、10年で400億円、20年で800億円の回収漏れがあると理解しました。逆にNTT東日本は10年で400億円、20年で800億円がコスト以上の利益になっている可能性もあるといったことも数字としては確認したいと思っています。理解が間違っていたら、どこかで事務局から訂正してください。

#### ○事務局

御指摘ありがとうございます。

東西別の接続料を均一にするのかという点については、佐藤委員から御指摘いただいたとおり、今後そのような観点から御議論いただきたいと考えております。

NTT東日本とNTT西日本について、仮に接続料を均一にした場合、接続料の収支だけで見ればNTT西日本が損失を出すことになりませんが、これについては、NTT法の附則において、NTT東日本からNTT西日本に相当金額を交付する形になっておりますので、検討の観点といたしましては、接続事業者にどのような影響があるのか、またユニバーサルサービスである固定電話の接続料が東西均一であるべきか否か、といった点が大きいのではないかと考えております。

#### ○高橋専門委員

移行過程における適正な接続料算定の方法としてLRICを踏襲するという点について、移行過程であまり急激に過激な変化が起きてしまうのはよろしくないかと思うので、これまでの経緯を踏襲してやるのが適切かと思います。18ページの2番目のポツにあるようなモデルの組合せをどのように考えていくのかという点を、ヒアリングを通じて慎重に考えていく必要があると思っております。

#### ○関口専門委員

東西均一接続料については、佐藤委員の御指摘のように、コストベースの料金設定ということから離れて、特にNTT西日本については原価割れ状態で接続料を設定するという点を求めているという厳しさがあるのですが、31ページの平成14年9月13日の部分に注書があるとおり、国会において東西均一接続料の附帯決議がなされているという点も非常に重く思います。加えて、先ほど事務局からも、ユニバーサルサービスとしての加入電話に

ついて、当然格差を設けることについての配慮が一定程度あるべきなのではないかというコメントもありましたし、これについては20%という閾値をあまり厳格に捉えず、今までを踏襲するということがよいのではないかと感じました。

それから、IP-LRICモデルの使用方法ですが、そもそもIP-LRICモデルはモデル構築時に色々と議論をした中で、IP網をゼロから構築するのではなく、IPベースでPSTNを構築し直したらどうなるかという、やや逆転した思想を前提にしてモデル構築してきた訳です。ただ、こうしてマイグレーションを検討してみると、ある意味でこのマイグレーションのプロセスとIP-LRICは結構似ているといえれば似ている思想だと思えます。カメレオンのように、ある局面ではPSTNのようで、ある局面ではIPのようで、それが徐々に時間とともにウェイトがシフトしてくるという意味で、上手にIP-LRICモデルを活かしながら算定を行っていくということですし、移行完了後も、先ほども説明があったように、収容のところでLRICモデルを活かしていくということで、上手にモデルの成果を活用し続けていくということで、よろしいかと思っています。

○相田主査

ありがとうございました。

それでは、これからの検討に資するためということで、資料1の34ページ以降のような形で関係事業者からヒアリングを実施することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り運ぶこととしたいと思います。

以上